

第4回

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事次第

日時：平成18年7月26日（水）

10：00～12：00

場所：上北山村振興センター（上北山村役場内）

1. 挨拶
2. 議事
西大台地区利用適正化計画（案）について
3. その他

第4回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	辻岡 好文 主査
奈良県農林部森林保全課	(ご欠席)
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 会長
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)
上北山村区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財) グリーンパークかわかみ	喜家村 玲子
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)運輸部営業課	本間 康之 課長
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	島村 慶子 自然保護委員
奈良県山岳連盟	(ご欠席)
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)吉野営業所	松尾 茂 所長
(社) 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合	富室 良城 代表理事専務
吉野熊野観光開発(株)	仲川 勝敏 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	出江 俊夫 所長 小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 石川 拓哉 国立公園・保全整備課 福原 裕 //
吉野自然保護官事務所	羽井佐 幸広 自然保護官 木谷 昌史 自然保護官補佐 田中 綾子 自然保護官補佐
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

配布資料一覧

● 出席者名簿

● 配席表

- 資料 1 西大台地区利用適正化計画（案）検討の経緯
- 資料 2 西大台地区利用適正化計画（案）の骨格と基本的考え方について
- 資料 3 西大台地区利用適正化計画（案）
- 資料 4 認定基準の設定の考え方について
- 資料 5 利用調整地区制度の運用開始までのスケジュール
- 参考資料 1 西大台地区利用適正化計画案パワーポイント資料
- 参考資料 2 立入認定及び指定認定機関に関する手続き関係資料
- 参考資料 3 第 3 回西大台地区利用適正化計画検討協議会議事概要

西大台地区利用適正化計画（案）検討の経緯

大台ヶ原の自然再生の取り組みとして、「大台ヶ原自然再生推進計画」（平成 17 年 1 月策定）に基づき、良好な自然環境が残された西大台地区において、人の利用を調整し、より質の高い自然体験を提供するための「利用調整地区」の指定を検討するため、平成 18 年 2 月 26 日（日）に西大台地区利用適正化計画検討協議会を設置し、これまでに計 3 回の協議会を開催したところです。

この間、地元関係者との懇談や説明、現地視察などを実施し、利用調整地区の設置に向け、西大台地区利用適正化計画（案）の策定の検討が進められてきています。

（参考）利用調整地区に関する主な会議開催状況

17 年 11 月 25 日（金）	第 1 回利用対策部会、WG
17 年 12 月 16 日（金）	第 2 回利用対策部会（合同部会）
18 年 2 月 26 日（日）	第 1 回協議会
18 年 3 月 16 日（木）	第 3 回利用対策部会、WG
18 年 3 月 20 日（日）	WG
18 年 3 月 23 日（木）	上北山村懇談会（地元説明）
18 年 3 月 26 日（日）	第 2 回協議会
18 年 4 月 26 日（日）	地元ワークショップ
18 年 6 月 4 日（日）	現地視察
18 年 6 月 5 日（月）	WG
18 年 6 月 18 日（日）	第 3 回協議会
18 年 7 月 18 日（火）	上北山村懇談会（地元説明）
18 年 7 月 26 日（水）	第 4 回協議会（※本日）

西大台地区利用適正化計画（案）の骨格と基本的考え方について

近畿地方環境事務所

本計画案は、「国立公園における利用の適正化を図るための計画の作成について」（環境省自然環境局長通知・平成 16 年 1 月 14 日付け環自国発第 040114001 号）に基づき、利用調整に関する各種事項について定めるものであるが、西大台に関しては、以下の点に留意し、とりまとめる。

- (1) 大台ヶ原全体の自然再生に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」（平成 17 年 1 月、環境省）が策定されており、西大台における利用調整地区の指定については「新しい利用のあり方」推進のための施策として位置づけられている。各種事項については大台ヶ原自然再生推進計画の理念、基本方針等を踏まえた内容にする。

「森林生態系系保全再生計画」における大台ヶ原全体の再生の取組みを推進する（第 7 章、自然環境の再生・復元）とともに、西大台における自然ふれあいプログラムの展開については「新しい利用のあり方推進計画」を踏まえ質の高い利用を目指す（第 6 章、自然ふれあいプログラム）。また、モニタリング（第 4 章、モニタリング）について、既存のデータ等を活用した上で、利用調整地区指定の効果・影響を評価する手法を確立する。

- (2) 大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の例は全国的にも少ないことから、立入り認定の手続き（第 5 章）や利用適正化の方法については、基本的な考え方を定めつつ、モニタリングの結果を鑑み、計画内容の適切な見直しを行っていくものである。

このことから、認定基準等についても当面は極端な制限は行うべきで

はなく、理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。モニタリングの評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを構築していく。

さらに、立入り認定の手続き（第5章）については、指定認定機関の指定後に確定する。

第1章 背景

大台ヶ原の中で相対的に優れた森林が残されている西大台の自然の特徴及び利用の現状について総括し、保護及び利用上の課題、利用適正化の必要性について説明する。

第2章 基本方針

利用の適正化を図るための考え方を示し、実施に向けての基本方針を定める。

第3章 利用調整地区の指定

国立公園の公園計画に関する事項（利用調整地区の区域、期間等）について定める。

第4章 モニタリング

利用調整地区指定の効果、影響等の評価の仕組みについての基本的な考え方について定める。

なお、具体的なモニタリング項目等については、大台ヶ原自然再生に関する森林生態系部会、利用対策部会等における専門的検討を経て確定する。

第5章 立入り認定の手続き

利用者が利用調整地区に立入る際に必要な手続きや、認定基準などについて定める。

なお、立入り認定事務の実施方法等については、指定認定機関の指定後に確定する。

第6章 自然ふれあいプログラム

「大台ヶ原自然再生推進計画」の「新しい利用のあり方推進計画」を踏まえ、西大台における利用のあり方について、基本的な考え方を示す。

なお、優良なガイド付きの立入りを推奨する観点から、ガイド推奨の仕組みなど総合的な利用メニューについて別途検討する。

第7章 自然環境の再生・復元

「大台ヶ原自然再生推進計画」における各種取組みを推進する。

第8章 利用施設の整備・管理

利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について必要最小限の整備の考え方を示す。

なお、具体的な施設の設置については、隣接する所有者との境界の確認後、必要性の高い箇所から順次、施設の整備を進める。

吉野熊野国立公園
西大台地区利用適正化計画

(060726 案)

平成 18 年 7 月 26 日

【目 次】

1. 背景.....	1
1-1 西大台地区の自然の概況.....	1
1-2 西大台地区の利用の状況.....	2
1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況.....	3
1-4 保護及び利用の問題点、課題.....	5
2. 利用の適正化を図るための基本方針.....	7
2-1 利用適正化計画により達成すべき目標.....	7
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針.....	7
2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針.....	7
2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針.....	7
3. 利用調整地区の指定に関する事項.....	8
3-1 利用調整地区の名称.....	8
3-2 利用調整地区の区域.....	8
3-3 利用調整の期間.....	8
3-4 その他.....	8
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項.....	9
4-1 指標等の設定.....	9
4-2 モニタリングの方法.....	9
4-3 モニタリングデータの評価.....	10
4-4 報告及び公表の方法.....	10
5. 立入り認定の手続きに関する事項.....	11
5-1 認定基準.....	11
5-2 立入認定事務の実施方法.....	12
5-3 注意事項（利用ガイドライン）.....	13
5-4 利用者の指導.....	13
6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項.....	13
7. 自然環境の再生、復元等に関する事項.....	13
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項.....	13
9. 検討経過及び今後の課題.....	14

西大台地区利用適正化計画案の変更箇所（060618 案→060726 案）

変更箇所	変更内容
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針	「各種データやモニタリング調査を踏まえ、利用人数の調整を行う」旨追加。
5-1 認定基準	「禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める」旨修正。
5-1 (3) 注意事項	認定基準の項目として注意事項を設定。
5-3 本人確認、事前レクチャー等	「立入認定証の交付を受けた者の本人確認と事前レクチャーを受講」の旨追加。
5-4 利用者の指導	「利用調整地区の周知徹底及び巡視計画の内容」について追加。
9 検討経過及び今後の課題	項目を追加。

1. 背景

大台ヶ原は紀伊半島の中心に位置する高山準平原であり、国内でも有数の多雨地域にトウヒやブナの森がまとまって形成されている。トウヒ群落を主とする「東大台」と、ウラジロモミブナ群落を主とする「西大台」に大別される。近畿の大都市圏から比較的近く、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。かつての苔むす森の林床は乾燥化し、成木の枯死、ササの繁茂など顕著となり再生に向けた取組みが進められている。西大台においても同様の傾向はみられる上、後継樹がみられないなど衰退の兆候はみられるものの、相対的に良好な自然が残されていることから、森林の衰退を未然に防ぐ必要がある。一方、大台ヶ原は近畿圏に残された貴重な森林は、豊かな自然体験を提供するものである。利用マナーの低下のみられる大台ヶ原において、一定のコントロールのもと、質の高い利用を促進する必要がある。

1-1 西大台地区の自然の概況

東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1550m以上の区域には亜高山針葉樹林帯のトウヒ群落が分布しており、その下部から広く西大台は、冷温帯性広葉樹林のウラジロモミブナ群落が分布している。東大台のトウヒ群落はその分布の南限にあたり、西大台のウラジロモミブナ群落は西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峰山脈において他にはない貴重な森林である。

(1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m~1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇嶮、千石嶮などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 4,800mm と多い。

(2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帯性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

(3) 生物相

大台ヶ原では以下 ①~⑥ に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台は、生物多様性の優れた地区として注目されている。

① 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帯性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45科 860種が記録確認されている。

② 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計7目15科37種が記録確認されている。

③ 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに11目32科97種が記録確認されている。

④ 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む2目5科9種が記録確認されている。

⑤ 両生類

大台ヶ原が新種記載の際にタイプ産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど2目6科17種が記録確認されている。

⑥ 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にししか産しないものとして、オオダイリヒラタコメツキやセダカテントウダマンなどが挙げられる。また、大台ヶ原がタイプ産地であり、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。

1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原は年間25万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峰山脈が霊場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。

昭和11年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和15年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和36年のドライブウェイ開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇ヶ原などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。西大台にも駐車場を基点に周回利用できる歩道が整備されているが、知名度の低さや迷いやすいなどのイメージにより比較的低密度の利用にとどまっている。山麓部との間を登山する利用者も少数である。

大台ヶ原は、5月、8月、10月に利用のピークが見られ、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1日あたり平均入山者数（平成16年11月及び平成17年4月～10月のカウンター調査結果。主な入山口通過人数の合計）は西大台で23人/日、東大台で253人/日である。「西大台」の利用は大台ヶ原全体の約1割程度である。1日あたり最大入山者数は、西大台で169人/日、東大台で1,939人/日であった。

利用者へのヒアリング調査（平成17年度実施）では、西大台について、東大台と比べ利用圧が低く、自然の中の静寂性が保たれていることを評価する声が多く聞かれるものの、①駐車場を起点に比較的気候な日帰り利用ができること、②東大台とは異なる魅力をもった自然を有すること、③すでに旅行社のバスツアーの対象となっていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

(1) 関係法令等

① 自然公園法

西大台地区の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

西大台地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区である。

③ 土地所有現況

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（ドライブウェイ）、村有地、民有地等に隣接する。

(2) 各種計画等

① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

本利用適正化計画の対象を含む吉野地域の管理計画において、利用に関する基本方針は以下の通り、規定されている。

自然特性を活かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進し、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減等の検討を続けることが示されている。

大台ヶ原では、山頂付近まで車道が開通しシャクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を活かした山岳地域として自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」と定め、公園事業取扱方針のなかでは、西大台の歩道を「登山道」、東大台の歩道を「自然観察路」と位置づけるなど、東大台と西大台を区分して保全または整備を図るよう定められている。

② 大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）

大台ヶ原では昭和 61 年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会（平成 12 年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称）、平成 13 年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきたが、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成 14 年「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ 2 年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の 3 つの計画からなる「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成 17 年 1 月に取りまとめたところである。

新しい利用のあり方推進計画において、大台ヶ原では、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とすることが掲げられている。

そして、本計画の実現を図るための基本方針として、①「マイカー規制の実施—パーク&シャトルバスライド—」、②「より良好な森林地域の保全の強化—利用調整地区の設定」、③総合的な利用メニューの充実（登山道・自然観察路の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実）が提言されている。

本利用適正化計画は、基本方針②「利用調整地区の設定」を受けて、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として作成する。

1-4 保護及び利用の問題点、課題について

(1) 大台ヶ原の課題について

東大台の正木峠を中心とした地区では、昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、大台ヶ原ドライブウェイの開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時期に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになった。これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

(2) 西大台地区の課題について

東大台において亜高山性針葉樹林を中心に森林の衰退が顕在化する一方、比較的健全な自然林が残っているとされている西大台の冷温帯性広葉樹林においても下層植生や後継樹の減少などが確認されている。

また、施設整備を積極的に行っていない西大台においては、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為も確認されている。自然環境に悪影響を与える行為の禁止、注意事項の徹底により利用マナーを向上させる必要がある。

① 森林の衰退の兆候

西日本でも貴重な平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹がまとまって分布しており、利用密度は低く原生的な雰囲気を感じることができる地区であるが、森林衰退の兆候がみられる。

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

17年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

◆タイプVI (ブナースズタケ密) → 損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

◆タイプVII (ブナースズタケ疎) → 損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

② 利用圧の増加傾向

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

③ 利用マナーの低下

歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為がみられる。また、動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。

④ 自然体験の質の低下

ピーク期には過半数の利用者が混雑感を抱いており、原生的な雰囲気や静寂が確保されていないことがある。利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある。

2. 利用の適正化を図るための基本方針

2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を指定し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自ら自然とふれあう体験を通して自然の神秘を五感で味わうことを基本姿勢とする。
- ・ 大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境の影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数の調整は、各種データやモニタリング調査を踏まえたものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、地域の自然等を解説するガイドなどが同行することを推奨する。
- ・ 立入り者は、自然環境に負荷を与えずに持続的な利用を図るために設定されたルールのもと、立入り後は利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいてレクチャーを必ず受講し、利用のルール、注意事項について理解する。
- ・ 西大台周回歩道を中心とする自然探勝以外の立入り者（登山に際しての通過利用、登攀等）についても利用調整の対象とし、一定のルールのもと適切に利用する。

2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境の保護に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」（平成17年1月）に基づき、保護・再生の取組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用、不適切な利用や自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等のハードの施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

3. 利用調整地区の指定に関する事項

3-1 利用調整地区の名称

西大台利用調整地区

3-2 利用調整地区の区域

(1) 区域

西大台の周回線歩道を含み核心的な自然環境を有する地区において、より質の高い自然体験の享受を可能とする（利用禁止ではない）。

地理的あるいは施設の条件から利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが現実的に可能な区域として別図の区域を指定する。

なお、ドライブウェイ北側（三津河落山斜面）など、当該地域と同等の資質を有している森林についてもその保護のため、将来的に区域を拡張することを含めその取扱いについて今後検討していく。

(2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、立入りに際し手続きを要することなどを掲示する制札、境界線を明確にするための杭等を設置する。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

3-3 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道であるドライブウェイ（県道）の開通している開通期間にほぼ一致することから、4月から11月までの期間を対象とする。

なお、具体的な月日については、気象条件等をふまえたドライブウェイの状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、毎年度ごとに定める。

3-4 その他

○ 利用調整地区の指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するためパンフレットを作成し、ビジターセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは極めて困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、認定基準等は理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。当面は極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させていく。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取組みが展開されており、これら取り組みについてモニタリングが実施されていることから連携し、自然環境や利用に関するデータを活用していく。

その上で、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討していく。

4-1 指標等の設定

(1) 自然環境の状態

大台ヶ原における利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来種の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。平成 17 年度から蘚苔類による利用影響の把握の可能性についても調査が行われている。

利用調整地区の指定にあたり、利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、専門的検討を経て設定する。

- ・踏み込みに強い植物種の分布
- ・指標生物種の生息状況
- ・裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況

(2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用者の属性等に関し調査を継続する。

さらに、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度への意見等の項目を設定する。

- ・利用人数、利用者層等（カウンターデータの分析、認定者データの分析）
- ・利用者の動向（自然環境や利用密度への満足度、自然の理解度、利用調整地区への意見等）

4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生評価委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

4-3 モニタリングデータの評価

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の各部会等において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行う。

4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータおよびその評価結果と利用適正化計画の変更案については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載のほか、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

5. 立入り認定の手続きに関する事項

5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として新しい利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ追加・修正を行う。

(1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散し（土日祝日から平日へ、繁忙期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化協議会において年度ごとに定める。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・繁忙期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。
年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。
ただし、繁忙期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。
 - ◆繁忙期の土日祝日：100人
 - ◆繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝日：50人
 - ◆繁忙期以外の平日：30人

② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静閑な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるように誘導する。

現地において声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とする。

(2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項として以下の行為が定められている。

全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の四）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されている。このため、採集並びに捕獲のための道具（網、竿）およびこれに準ずるものの持ち込みを禁止行為として定める。

なお、必要に応じ追加・修正を行う。

(3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項として、以下の件を定めます。

- ・ 自己の責任における安全管理のために必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得
- ・ 自己の責任における安全管理の徹底
- ・ 事前レクチャーの受講
- ・ 立入り時に得た情報の管理者への報告

注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施する。

5-2 立入認定事務の実施方法

(1) 認定を行う事務所の場所

別途指定する指定認定機関の所在地において行う。

なお、この所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とする。

(2) 受付の方法および人数の調整方法

別添資料参照。

申請は、郵送又は窓口において受付を行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1000円を上限として定める額）を納入する。なお、インターネットによる申請の受付は、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

なお、申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

(3) 立入認定証の様式及び交付方法

別添資料参照。

認定の申請には、認定基準の遵守を約する書類の提出が義務づけられている。

申請書に、事前レクチャー受講の経験の有無、(過去に受講したことがない場合) 受講希望日時を記載する。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知される。

5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあつての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンターにおいて、毎日2回程度実施する。

同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除する。(ただし、本人確認は必要)

5-4 利用者の指導

大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、立入り者からの報告のほか、通常の巡視活動において地区内の状況を把握するなど情報収集に努める。

大台ヶ原パークボランティアほか関係者の協力を得て、巡視を実施し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させて利用者への指導を適切に行う。

○巡視計画

巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を毎年度ごとに定める。

西大台地区利用適正化協議会の構成員はそれぞれの役割に応じ巡視、指導等を行うとともに、年に数回、協議会主催の合同パトロールを実施する。

通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、ドライブウェイ沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。

春期、秋期の土日祝日などは、協議会により合同パトロールを実施するなど巡視の体制を強化するとともに、大雨、台風通過後など気象変化、季節変化に応じて実施する。

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画（平成17年1月）に基づき、自然環境の再生、復元に資する取組みを推進する。

8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

現場において境界線を確認し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、進入の容易な箇所を中心に柵を配置し、ドライブウェイ沿い等については重点的に整備を進める。

なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

9. 検討経過及び今後の課題

○今後の課題

本適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

西大台利用適正化計画検討協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

(1) 利用調整地区の区域について

森林等の自然環境が同等の資質を有しているドライブウェイ北側（三津河落山斜面）など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。

(2) 利用適正化の手法について

本計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたり的人数の上限」を設定し、利用適正化をはかることとしている。

モニタリングの結果や利用の状況等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと上限設定等の組み合わせも検討していく。

また、人数以外の認定基準についても必要に応じ追加・修正を行う。

(3) ガイド推奨の仕組みについて

現状では、大台ヶ原においてはガイドを推奨する制度が未整備であることから、関係機関の協力のもと、ガイド推奨のための仕組みのあり方について早急に検討する。さらに、ガイド人材を養成するための支援方策について検討する。

(4) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。

より深い自然体験のため、上記のガイド付きに限定し、自然ふれあいプログラムとして利用可能な区域等についても検討する。

認定基準の設定の考え方について（西大台利用調整地区）

近畿地方環境事務所

利用調整地区に立入ろうとする者は、環境大臣（指定認定機関が指定されている場合、指定認定機関）の認定を受ける必要があり、「認定基準」に適合しなければなりません。

申請にあたっては、「認定基準」の遵守を約する書面の添付が義務づけられています。

認定基準は、以下の5項目があります（自然公園法施行規則第13条の4）。
→ (1) 人数、(2) 期間、(3) 禁止行為、(4) 注意事項、(5) その他の基準

※(2)期間：規制を行う期間については、ドライブウェイ開通期間（4月～11月）とする。

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として進める観点から、西大台利用調整地区については、このうち(1)、(3)及び(4)を定めます。人数の上限設定等の一定のコントロールと、認定基準等として定められるルールの遵守により利用の適正化を図ることとします。

当面、期間の制限（日数の上限、立入り可能日の設定等）や、撮影、観察の方法についての禁止行為は定めませんが、モニタリングの結果や管理運営の状況をふまえ「認定基準」については必要に応じ追加・修正を行っていきます。

(1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和することにより、自然環境の荒廃を防止します。

また、豊かな自然体験にふさわしい静寂性を確保するため適正な利用密度へ誘導します。

① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期の分散（土日祝日から平日へ、繁忙期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図ります。

設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化協議会において年度ごとに定めることとします。

当面、以下の観点から上限の設定を行います（→別紙参照）。

- ・繁忙期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制します。1日100人を超えるような極端な集中による悪影響を回避します。
- ・平日は、原始的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持します。
- ・ただし、繁忙期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも考慮して上限を設定します。

◆繁忙期の土日祝日：100人

◆繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝日：50人

◆繁忙期以外の平日：30人

※ 繁忙期：（春期）4月29日から5月最終日曜日まで

（夏期）8月の第1、2、3土日

（秋期）10月の第1土曜日から最終日曜日まで

なお、年により若干変動することがあります。

② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静閑な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができ、また無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とします。

(2) 禁止行為

すべての利用調整地区に共通の禁止事項として以下の行為が定められており、撮影、観察以外について適用されます。

項目	自然公園法施行規則（第13条の4）
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発生すること。

西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されていることから、採集並びに捕獲のための道具（網、竿）およびこれに準ずるものの持ち込みを禁止行為として定めます。

(3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項として、以下の件を定めます。

- ・ 自己の責任における安全管理のために必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得
- ・ 自己の責任における安全管理の徹底
- ・ 事前レクチャーの受講
- ・ 立入り時に得た情報の管理者への報告

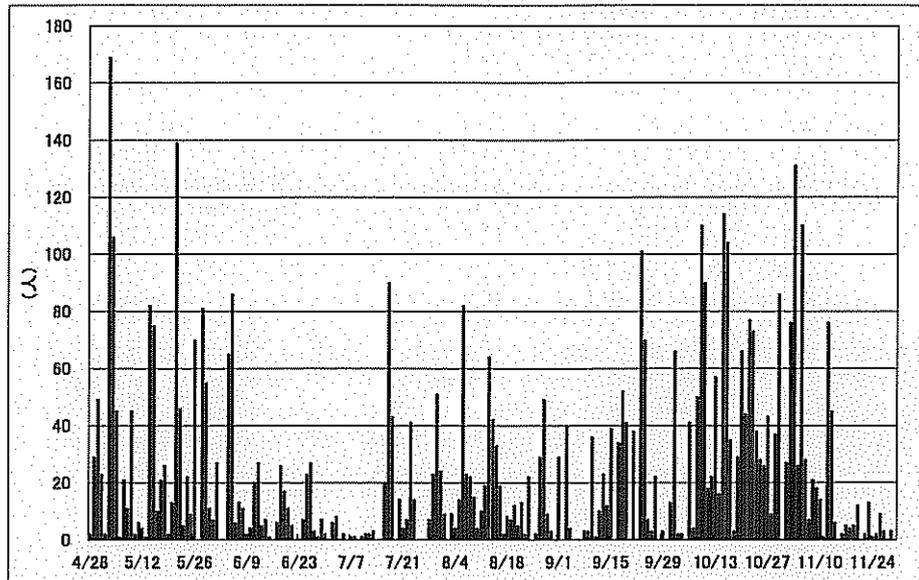
なお、注意事項を周知し、遵守させるため、必要な情報の提供等を行います。

1日あたり利用人数の上限設定について

西大台地区では平成16年秋に利用者数カウンターを設置し、入り込み数に関するデータを収集している。

年間を通したデータが存在するのは、以下の平成17年のものが唯一である（表1）。

表1：西大台における1日あたり利用者数変化（平成17年）



- ・分析対象期間：平成17年4月28日～11月30日（延べ日数217日）
- ・バッテリー交換日および交通規制日の11日間については、前後の二日間の平均人数を当該日の入山者数と定義した。
 バッテリー交換日（8日間）：5/27、7/1、7/15、7/19、8/2、9/2、9/30、10/31
 交通規制日（3日間）：8/25、9/6、9/7

対象期間中の利用者総数（推計）は5,257人であり、1日あたりの平均利用者数は24人である。利用人数の多かった日の上位30位までは以下のとおりである（表2）。

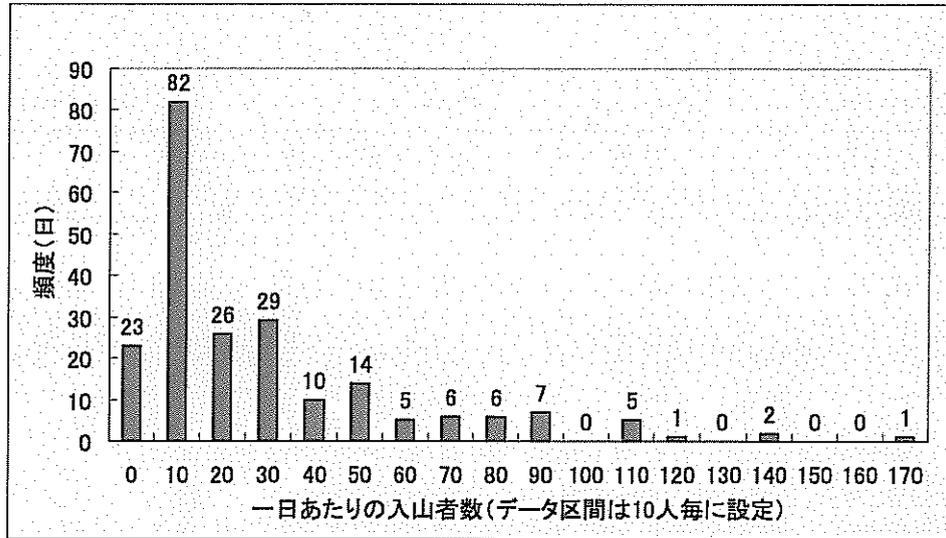
表2：西大台1日あたり利用人数の上位30日

順位	年月日	曜日	西大台入山者数	順位	年月日	曜日	西大台入山者数
1	5/3	火・祝	169	16	5/28	土	81
2	5/21	土	139	17	10/22	土	77
3	11/3	木・祝	131	18	11/2	水	76
4	10/15	土	114	19	11/12	土	76
5	10/9	日	110	20	5/27	金	75※
6	11/5	土	110	21	5/15	日	75
7	5/4	水・祝	106	22	10/23	日	73
8	10/16	日	104	23	5/26	木	70
9	9/23	金・祝	101	24	9/24	土	70
10	7/17	日	90	25	10/2	日	66
11	10/10	月・祝	90	26	10/20	木	66
12	6/5	日	86	27	6/4	土	65
13	10/30	日	86	28	8/13	土	64
14	5/14	土	82	29	10/13	木	57
15	8/6	土	82	30	10/31	月	57※

※5/27 および 10/31 はバッテリー交換日であり、入山者数は前後の入山者数の平均値で求めた推定値である

また、1日あたりの利用人数の頻度分布は以下のとおりである（表3）。

表3：入山者数の頻度分布



西大台では、大台ヶ原への来訪者が多くなる5月のGW、シャクナゲの開花期（5月半ば）、10月の連休、紅葉の時期（10月中旬～11月初旬）などに利用者数が多くなっている。

入山者数上位30日の分布等も参考にしながら、以下の2シーズンを「繁忙期」と定義し、「繁忙期」と「繁忙期以外」のそれぞれについて「土日祝日」「平日」に区分、計4区分を設定すると、以下のとおりである。

①4/29～5/29（31日間：土日祝14日間、平日17日間）

②10/8～11/6（30日間：土日祝12日間、平日18日間）

表4 繁忙期の抽出

	日	月	火	水	木	金	土
4月					28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
6月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
7月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
8月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
9月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
10月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
11月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

太字 土日祝(計72日間)

繁忙期

①4/29～5/29(31日間:土日祝14日間、平日17日間)

②10/8～11/6(30日間:土日祝12日間、平日18日間)

※上位30日

1位～10位

11位～20位

21位～30位

それぞれの期間の最大入山者数と平均入山者数は以下のとおりである。

表5：繁忙期と曜日別による4区分

	土日祝	平日		日	月	火	水	木	金	土
繁忙期	A	B	4月					28	29	30
繁忙期以外	C	D	5月	1	2	3	4	5	6	7
繁忙期: 4/29~5/29、10/8~11/6				8	9	10	11	12	13	14
				15	16	17	18	19	20	21
				22	23	24	25	26	27	28
				29	30	31	1	2	3	4
			6月	5	6	7	8	9	10	11
				12	13	14	15	16	17	18
				19	20	21	22	23	24	25
				26	27	28	29	30	1	2
			7月	3	4	5	6	7	8	9
				10	11	12	13	14	15	16
				17	18	19	20	21	22	23
				24	25	26	27	28	29	30
				31	1	2	3	4	5	6
			8月	7	8	9	10	11	12	13
				14	15	16	17	18	19	20
				21	22	23	24	25	26	27
				28	29	30	31	1	2	3
			9月	4	5	6	7	8	9	10
				11	12	13	14	15	16	17
				18	19	20	21	22	23	24
				25	26	27	28	29	30	1
			10月	2	3	4	5	6	7	8
				9	10	11	12	13	14	15
				16	17	18	19	20	21	22
				23	24	25	26	27	28	29
				30	31	1	2	3	4	5
			11月	6	7	8	9	10	11	12
				13	14	15	16	17	18	19
				20	21	22	23	24	25	26
				27	28	29	30	31		

表6：平均入山者数（繁忙期と曜日別による4区分）

	西大台入山者数(日)	最大入山者数(人)	平均入山者数(人)
A 繁忙期の土日祝	1,941(26)	169	74.7
B 繁忙期の平日	934(35)	76	26.7
C 繁忙期以外の土日祝	1,523(46)	101	33.1
D 上記以外の平日	859(110)	41	7.8
合計	5,257(217)		24.2

以上より、西大台の1日あたり利用者数の分布は、おおまかに以下の3区分に分けられる。

- ①「繁忙期の土日祝日」
- ②「繁忙期の平日」「繁忙期以外の土日祝日」
- ③「繁忙期以外の平日」

1日あたりの上限の設定について「利用適正化計画案」において以下のとおりとしている。

①1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散し（土日祝日から平日へ、繁忙期から閑散期へ等）、年間を通じた利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化協議会において年度ごとに定める。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・繁忙期（GW、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。
年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。
ただし、繁忙期（GW、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。

平準化を図り、特定期のピークを抑えつつ、同一期間の中で平均化すると、以下のとおりである。

「繁忙期の土日祝日」	:	75人（最大169人）
「繁忙期の平日」「繁忙期以外の土日祝日」	:	30人（最大101人）
「繁忙期以外の平日」	:	10人（最大41人）

一方、最近5～10年の間で平成17年は、全国的な観光の動向等により、例年よりも利用者数が少なかった（平成17年は19.3万人）。

最近10年間の年間入り込み平均が24.2万（H8～H17）である。

表7：大台ヶ原年間利用者数（H8～17）

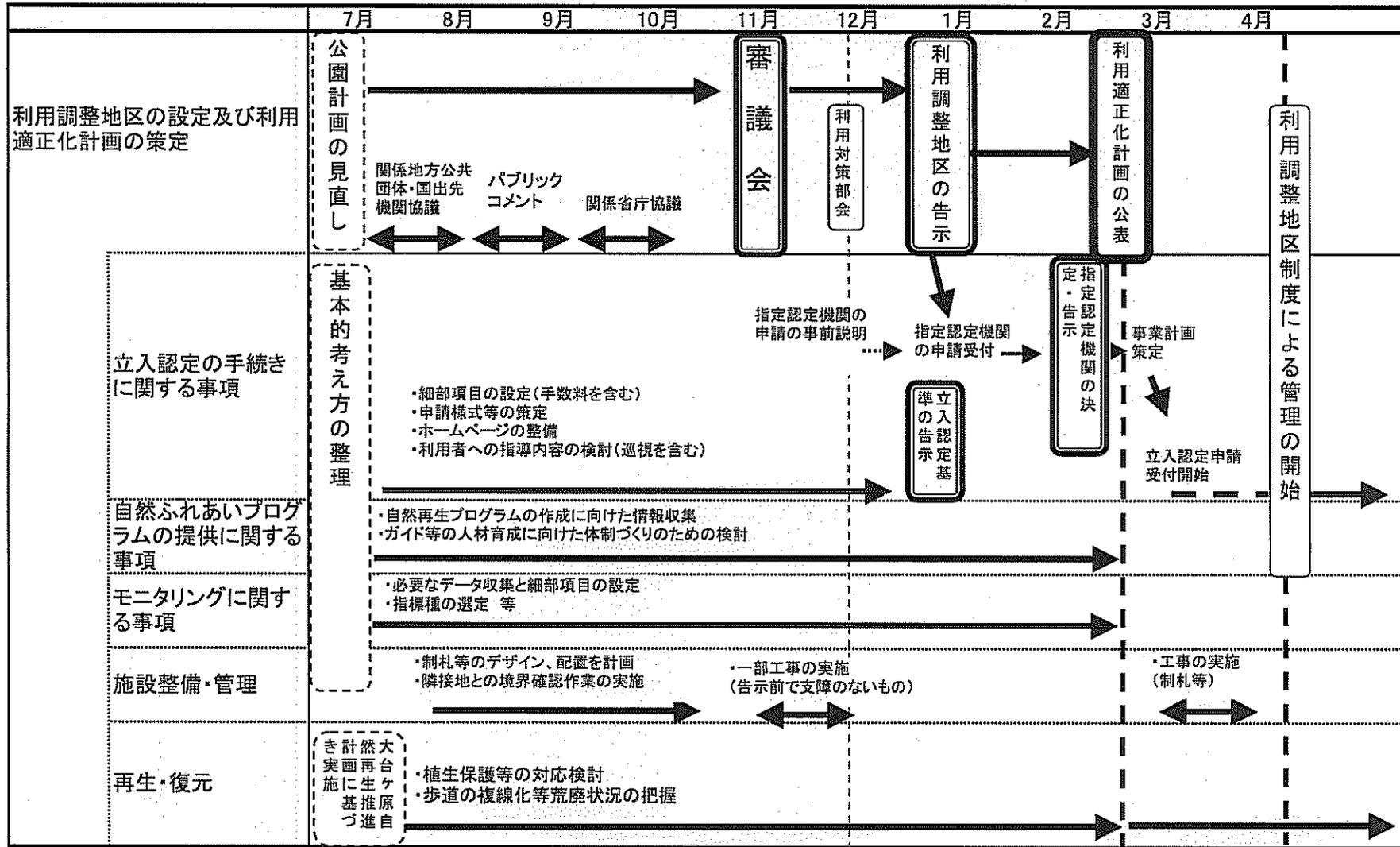
年	H									
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
利用者数 (人)	312,223	299,482	243,269	258,127	222,747	247,258	251,514	241,146	155,728	192,606

平成以降の長期的な増加傾向を鑑みると、回復する可能性も想定され、 $24.2/19.3=1.25$ を乗じると以下のとおりである。

「繁忙期の土日祝日」 : 94人
 「繁忙期の平日」「繁忙期以外の土日祝日」 : 37.5人
 「繁忙期以外の平日」 : 12.5人

一方、今後、ピーク期を中心とする上限を超えた「繁忙期の土日祝日」から、それ以外の日にうつることも考慮する必要があり、一般利用者へのわかりやすさや、1グループあたり最大10人についても加味し、以下のとおり設定する。

「繁忙期の土日祝日」 : 100人
 「繁忙期の平日」「繁忙期以外の土日祝日」 : 50人
 「繁忙期以外の平日」 : 30人



立入りの認定基準

国立公園を利用する目的であり、風致・景観の維持とその適正な利用に支障がないものとして以下の基準があります。

- 1 利用調整地区ごとに定めた人数以内であること。
- 2 利用調整地区ごとに定めた期間内であること。
- 3 生きている動植物を故意に持ち込まないこと(食用、身体障害者補助犬を除く)。
- 4 野生動物に餌を与えないこと。
- 5 野生動物の生息状況に影響を及ぼす方法で、撮影、録音、観察等を行わないこと。
- 6 ごみその他の汚物又は廃物を捨てたり放置しないこと。
- 7 球技その他これに類する野外スポーツをしないこと。
- 8 花火、拡声器等を用いて、必要以上に大きな音又は強い光を発しないこと。
- 9 利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任で立入ること。
- 10 その他利用調整地区ごとに定める基準に適合すること。

人数の上限

①1日あたりの総利用者数の上限

<基本的考え方>

年度ごとにGW周辺、夏期、秋期を繁忙期として設定し、3段階の上限を定める。

- 繁忙期の土日祝日 : 100 人
- 繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝日 : 50 人
- 上記以外の平日 : 30 人

②1グループあたりの人数の上限

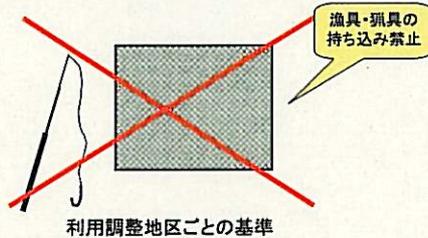
<基本的考え方>

一度に大人数の利用による自然環境への影響を抑えることや、ガイドの説明等無理のない利用人数として1グループあたりの人数の上限を定める。

- 1グループあたりの人数の上限: 10人

禁止行為その他の基準

動植物の採捕等、違法行為が見受けられることから、採集並びに捕獲のための道具(網・竿等)及びこれに準ずるもの持込を禁止事項として定める。なお、その他の基準は必要に応じ追加・修正を行う。



注意事項 (利用ガイドライン)

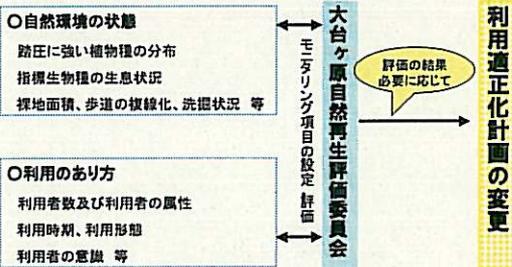
利用者の注意事項として定めるもの。事前に利用者 に配布し、周知を図る。なお、必要に応じ追加・修正を行う。(※立入認定基準の中で注意事項を守ることが義務づけられている。)

- ・自己の責任における安全管理に必要な情報入手及び理解及び技術の習得
→例)地図の確保、ルート確認、登山計画、登山技術等
- ・自己の責任における安全管理の徹底
→例)適切な装備、計画、登山の中止等
- ・事前講習(レクチャー)の受講
→事前受講は必須
- ・立入り時に得た情報の管理者への報告
→例)施設の破損、不適切な利用等



モニタリング内容、評価

利用調整の目標設定とその達成状況に応じ、利用適正化計画の適切な見直しを実施するためモニタリングの実施、評価体制を構築する。

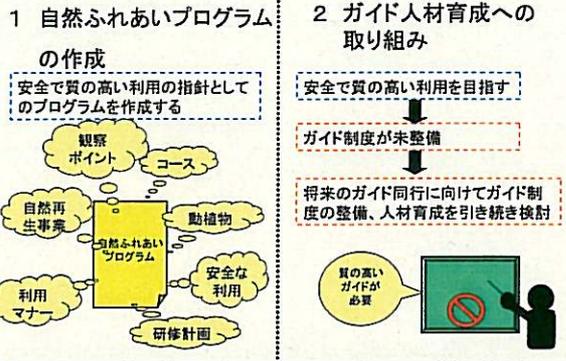


利用者の指導 (巡視)

- ・巡視内容: 利用者への指導、無断立入者への対応、看板・標識・歩道の状況確認。
- ・場所: 公園歩道、出入口、ドライブウェイからの侵入口等
- ・時期・頻度: 立入り認定情報を得た上で、定期的に巡視。立入り人数が多い日など重点的に実施する日も設定。
- ・巡視体制: 環境省が主体となり、大台ヶ原ビジターセンターを拠点とする。協議会構成員は、役割に応じ巡視等に参加する。また、年に数回程度、合同パトロールを実施する。複数人による無線連絡が可能な状態で巡視が原則。

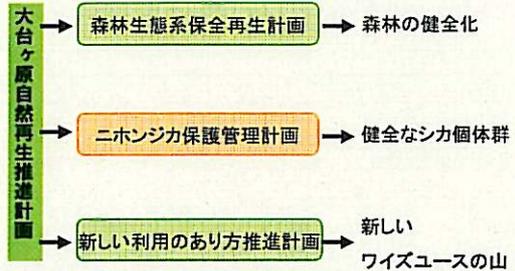


自然ふれあいプログラムの提供・ガイド等



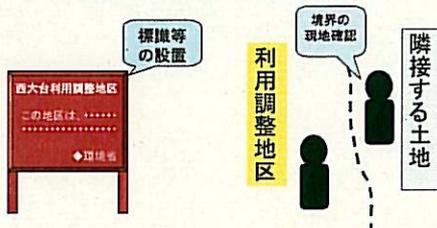
自然環境の再生、復元

大台ヶ原自然再生推進計画(平成17年1月策定)に基づき、利用調整地区においても自然環境の再生・復元に向けた取り組みを実施する。



利用施設の整備及び管理

- ・行為規制等を周知するための標識、制札等の設置
- ・隣接する土地所有者と現地において境界線を確認する
- ・歩道など既存施設の管理 等



指定認定機関の役割

指定認定機関とは？

一般登山者等に「立入認定証」を交付する事務(「認定関係事務」という)などを、環境大臣に代わって行います。



どんな仕事をするの？

「認定関係事務」の窓口対応、申請書類の確認・審査等の事務を行います。

- 1 申請様式の提供、申請に関する指導・情報提供、申請書類の受付・審査
 - 2 立入認定証の交付・再交付
 - 3 利用調整地区に関する情報提供
 - 4 環境省への各種報告 等
- 現地の状況などの問い合わせにも対応します。
-

どんな団体が指定されるの？

以下のケースをのぞき、基準を満たした団体等が指定されます。指定後は、遵守事項を守る必要があります。地方公共団体又は民間団体の別を問いません。

<指定を受けることのできないケース（自然公園法第17条第3項）>

- 1 未成年者、成年非後見人又は被保佐人
- 2 破産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法・自然環境保全法により刑に処せられ、刑期終了から2年を経過しない者。
- 4 指定認定機関の指定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- 5 法人の場合、役員に1～4に該当する者がある場合。

指定の基準は？

認定関係事務を円滑に行うため、計画の中身、事務処理能力、他業務との関係などが指定をする際の基準になります。

- 1 認定関係事務の計画が適正なこと（職員、事務実施方法など）
- 2 計画を実施する経理的、技術的な基礎があること。
- 3 認定関係事務以外の業務を実施している場合、その業務が、認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 その他

1 認定関係事務の計画が適正なこと

例えば・・・

○利用調整地区所在の周辺市町村に事務所を開設できること。



○職員を確保でき、事務所窓口配置できること。

○窓口業務の他、電話、FAX、インターネット等通信環境が整っていること。

○事務実施体制が整っていること。

（必要な物品、最低限の資金があること等）

平日の受付は〇時から〇時です。



窓口

2 経理的、技術的な基礎があること。

例えば・・・

○簿記、会計の基礎知識、処理能力

○パソコンによる事務処理能力

○インターネット環境の整備・管理

○書類処理能力

○接遇（電話、窓口）

○現地に関する知識・情報管理 等



申請書

3 認定関係事務以外の業務が、認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

例えば・・・

○他の業務が多忙な時期に職員が確保できず認定関係事務が滞るおそれがある等。

○他の業務が、利用調整地区の趣旨と相反する。

忙しい～！！

4 その他

例えば・・・

○利用調整地区及び周辺地域に精通していること。

○業務を継続的に担えること。

○公平性が確保できること。

指定から事務開始までの流れ

申請 → 審査のうえ、指定認定機関に指定



認定関係事務規定の作成・(環境省への)提出



年度ごとに事業計画書及び収支計画書の作成・提出



認定関係事務の開始

指定されるには？

環境省に必要書類をそろえて申請をすることが必要です。

申請書 +

- 1 定款 及び 登記簿謄本
- 2 貸借対照表 及び 財産目録
- 3 法人の役員履歴
- 4 認定関係事務実施計画書
- 5 自然公園法17条第3項に該当しない旨説明した書類

指定後の注意点は？

公正に事務をすすめ、環境省に定期的な報告などが必要です。

- 1 認定関係事務に関して知った情報を漏らすことをしてはならない。
- 2 認定関係事務に関して知った情報を自己の利益に使用してはならない。
- 3 毎年度、環境省に事業報告、収支報告をする。等



事務に係る経費負担は？

指定認定機関が、自己資金及び立入申請者からの事務手数料によってまかさないです。

○認定に関する手数料

1人につき、1,000円を超えない範囲内で環境大臣が定める額。
※1回の申請に対してではなく、立入りを希望する者1人に対して手数料を徴収。

※立入認定証を紛失した際の再交付の手数料は、1人600円を超えない範囲内で環境大臣が定める額。

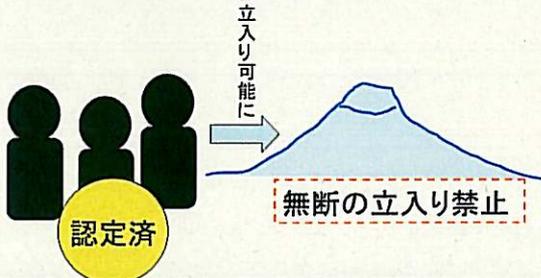
西大台の場合 . . .

- 事務所の場所 → 大台ヶ原所在の市町村が望ましい。
- 事務を実施する体制
 - 事務室、通信整備、人員体制など、既にある程度条件の整った既存の機関が望ましい(新たな投資・負担が少ない)。
 - 特定の時期への業務の集中にも対応できること。(春・秋など利用者の集中する繁忙期の前など)
- 現地に精通していること
 - 現地の基礎的な情報(登山装備、歩道状況、花など)の問い合わせに対応できること。様々な利用者層に適切に対応する必要。
 - 地元関係者・関係機関との連携・協力が円滑に進められること。
 - 大台ヶ原自然再生の枠組み、進捗状況等について理解していること。

立入認定手続き

立入認定申請とは？

利用調整地区を登山等の目的で利用を希望する場合に、事前に指定認定機関に申請して立入りの認定を受けること。



規制内容は？

- 1 立入り規制の期間
- 2 立入り人数
(1日あたり及び1グループあたりの上限)
- 3 立入りの目的
- 4 立入りの箇所

申請から立入りまでの流れ

①立入認定申請をして立入認定証をもらい、②講習を受講します(受講後、認定済個票(仮称)がもらえます)。③立入時には、立入認定証を携帯し、認定済個票(仮称)は、目につきやすいところに身につける必要があります。



「認定基準」は？

国立公園を利用する目的であり、風致・景観の維持とその適正な利用に支障がないものとして以下の基準があります。

- 1 利用調整地区ごとに定めた人数以内であること。
- 2 利用調整地区ごとに定めた期間内であること。
- 3 生きている動植物を故意に持ち込まないこと(食用、身体障害者補助犬を除く)。
- 4 野生動物に餌を与えないこと。
- 5 野生動物の生息状況に影響を及ぼす方法で、撮影、録音、観察等を行わないこと。
- 6 ごみその他の汚物又は廃物を捨てたり放置しないこと。
- 7 球技その他これに類する野外スポーツをしないこと。
- 8 花火、拡声器等を用いて、必要以上に大きな音又は強い光を発しないこと。
- 9 利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任で立入ること。
- 10 その他利用調整地区ごとに定める基準に適合すること。



⑩その他利用調整地区ごとの基準

動植物の採捕等、違法行為が見受けられることから、採集並びに捕獲のための道具(網・竿等)及びこれに準ずるもの持込の禁止を西大台利用調整地区の基準として定める。なお、その他の基準は必要に応じ追加・修正を行う。

認定基準



申請の方法

1 申請書を提出する方法



2 インターネットによる申請



※指定認定機関におけるシステムの整備状況について要考慮。

1 申請書を提出する方法

◆郵便による提出

規定の申請様式に必要事項を明記の上、封書で申請書を郵送。

<申請書の入手方法>

- ア 指定認定機関の窓口で配布
- イ 郵便による請求
- ウ インターネット上からダウンロード

◆指定認定機関窓口で直接提出

身分を証明できるもの及び印鑑を持参の上、指定認定機関窓口へ備え付けの用紙に記入して直接申請。

2 インターネットによる申請

アドレス:.....
上記アドレスにアクセスして必要事項を入力して申請。



実施にあたって課題あり。

手数料の納付

申請後、〇日以内に、指定認定機関に手数料を納付する必要があります。
手数料納付の確認後、申請が受理されます。

◆手数料の納付方法

例えば...

- ・指定認定機関窓口で直接納付
- ・指定認定機関の口座に振込
- ・郵便小為替の郵送による納付

※手数料は、以下の場合を除き返金は行わない。

- ・受付時に人数の上限を超えている場合。

審査結果の通知

立入の可否について、立入希望日の〇日前までに郵送にてお知らせします(通知は基本的に郵送で行います)。

●立入りが可能な場合

→立入認定証及び事前講習の案内等を通知

●立入りが認められない場合

→人数の上限を超えた等の理由で立入りができない場合には、その旨を通知。

本人確認、事前講習の受講

利用調整地区への立入の前には、ビジターセンターにて本人確認を行い、注意事項などを周知する事前講習を受講する必要があります。

立入前の事前講習



交付

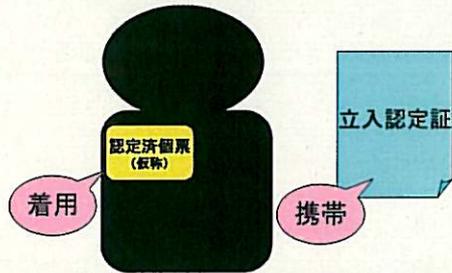
認定済個票
(仮称)



立入認定証を持参して受講

利用調整地区への立入り時の義務

立入り時には、立入認定証を携帯するとともに、認定済個票
(仮称)を目につく場所(衣服、ザック等)につけることが必要。



終わり

お問い合わせ

近畿地方環境事務所国立公園・保全整備課

電話 06-4792-0705

立入認定及び指定認定機関に関する手続き関係資料

指定認定機関関係

- 指定認定機関の指定から事務開始までの流れ
- 利用調整地区の指定認定機関の指定申請書（様式・素案）

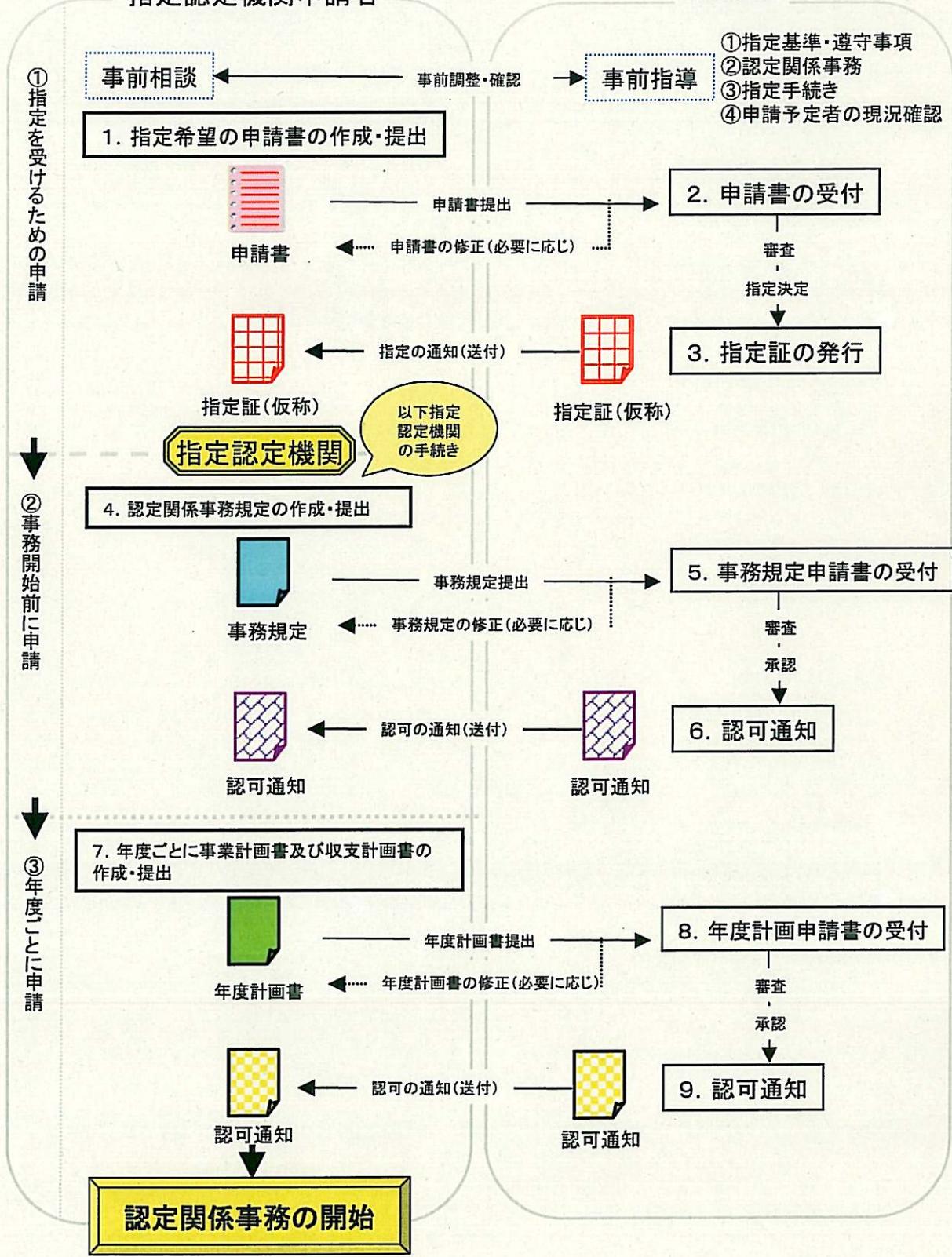
立入認定関係

- 利用調整地区への立入認定申請の流れ
- 利用調整地区立入認定申請申込要領イメージ
- 利用調整地区内への立入認定申請書（様式・素案）
- 立入認定証（素案）
- 認定済個票（仮称）のイメージ

指定認定機関の指定から事務開始までの流れ

指定認定機関申請者

環境省



様式：素案

利用調整地区の指定認定機関の指定申請書

自然公園法第 17 条第 2 項の規定により _____ 国立公園の _____ 利用調整地区の指定認定機関として指定されたく、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

〒

住所：

申請者名：

印

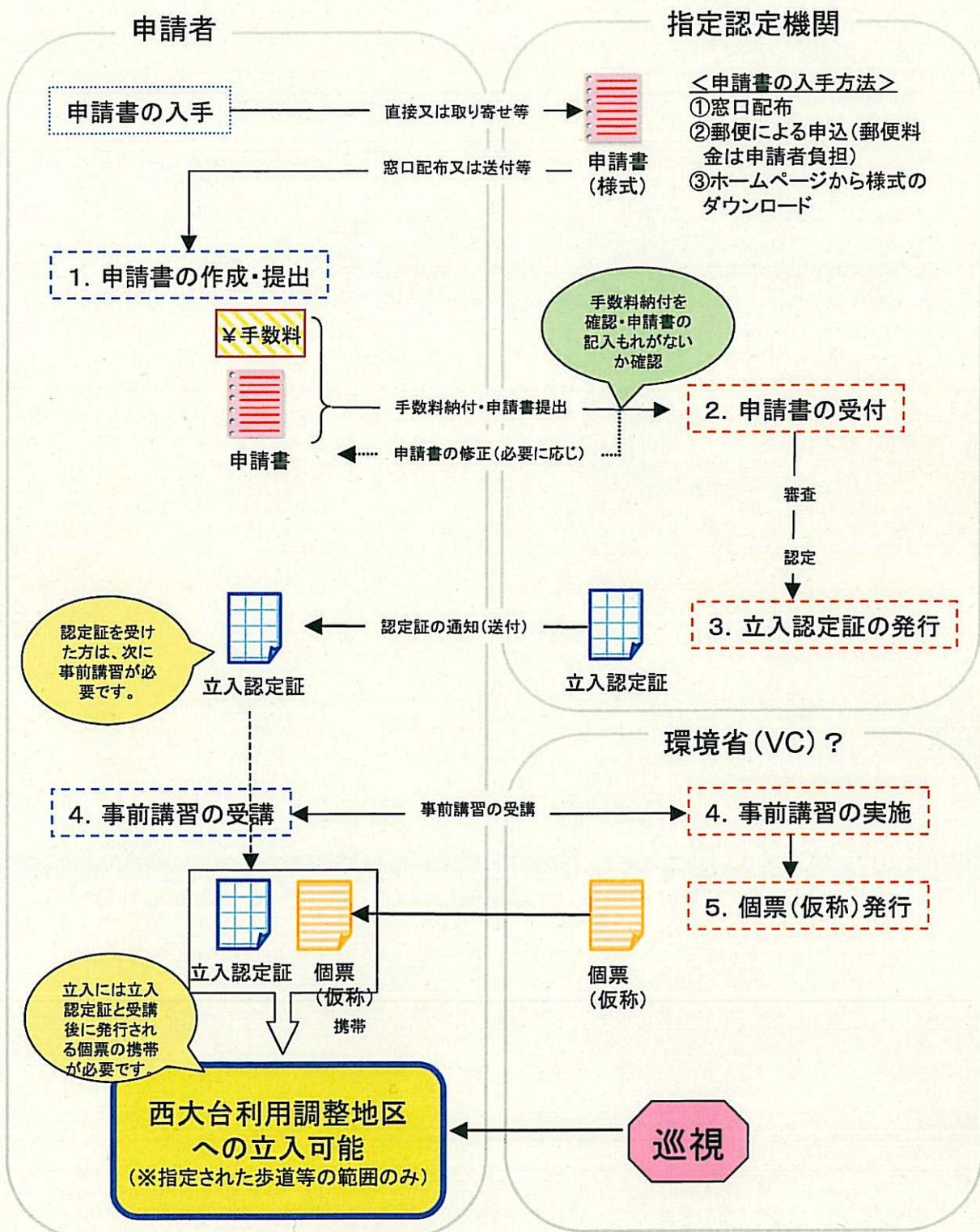
電話番号：

環境大臣 殿

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）。

利用調整地区の名称	
認定関係事務を行う事務所の所在地	
認定関係事務を行う事務所の名称	
認定関係事務の開始予定年月日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 法人の役員の氏名及び履歴を記載した書類 <input type="checkbox"/> 認定関係事務実施計画書 <input type="checkbox"/> 自然公園法第 17 条第 3 項各号の規定に該当しないことを説明した書面 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

利用調整地区への立入認定申請の流れ



利用調整地区立入認定申請申込要領イメージ (060726 素案)

1 申請が必要な区域

吉野熊野国立公園西大台利用調整地区 (別添地区の範囲)

2 立入制限期間

平成〇年〇月〇日午前〇時から平成〇年〇月〇日午後〇時まで

(※年度ごとに定め、県道大台ヶ原公園川上線のゲート開通期間とします。天候により開通・閉鎖時期が変更されることがあります。)

3 立入人数の上限 (1日あたり)

(1) 繁忙期の土日祝日 : 100人

(2) 繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝日 : 50人

(3) 上記以外の平日 : 30人

※ 繁忙期とは、〇月〇日～〇月〇日のこと。

※ 上限に達した場合は締め切らせて頂きます。

4 立入りのできる方

事前に、所定の手続きをして立入認定証の交付を受け、事前講習を受けることが義務づけられています。立入りの年齢制限等はありませんが、未成年者は保護者の同意及び当日は成年者の同行が必要です。グループでの立入りは、1度に10人までとします。

5 申込方法

次のいずれかの方法でお申込みください。なお、受付日 (申請書到着及び入金確認) 順に処理し、その日の人数の上限に達した場合はその時点で締め切りとなります。

手続きには手数料として1人1日あたり〇円 (※1000円が上限: 環境大臣が設定) が必要です。窓口で直接又は振込により入金願います。入金確認次第、受付となります。

●申込受付期間

立入希望日の〇ヶ月前～〇ヶ月前 (※〇日前) の日までに、申請書の提出及び手数料の納付を済ませてください。

(例) 申込受付期間を3ヶ月前～1ヶ月前とした場合

平成19年10月10日に立入を希望する場合

申込受付開始: 平成19年7月10日

申込受付終了: 平成19年9月10日

●申請書の提出

(1)郵送の場合

規定の申請書様式に必要事項を明記の上、封書で投函してください。申請書の内容審査後、立入認定証を郵送します。なお、申請書の様式は以下の方法で入手できます。

※申請書の入手方法

ア 指定認定機関の窓口で配布

以下の期間は、〇〇〇（指定認定機関）の窓口で申請書を直接入手することができます（※土日祝日の窓口業務は、指定認定機関の体制及び利用状況を考慮して検討）。

<窓口開館期間>

平成 19 年〇月〇日～平成 19 年〇月〇日（土日祝日を除く）の

午前〇：〇〇～〇：〇〇

午後〇：〇〇～〇：〇〇

イ 郵便による請求

返信用封筒（角〇型）に 80 円分の切手を貼り、請求される方の郵便番号、住所、氏名を明記し〇〇〇（指定認定機関）あてにお送り下さい（お送りいただいた返信用封筒に申請書様式を入れて指定認定機関からお送りします。返信用封筒に切手が無いと受け付けられません）。希望人数が多い場合は、コピーして使用してください。

こちらに郵送する際には、封筒に朱書きで「申請書希望」と明記してください。

ウ インターネット上からダウンロード

〇〇〇（指定認定機関）ホームページに申請書様式が掲載されていますので、ダウンロードして印刷の上、ご使用ください。

(2)窓口の場合

身分を証明できるもの及び印鑑をご持参の上、〇〇〇（指定認定機関）窓口にて備え付けの用紙に記入してお申込みください。申請書の内容審査後、立入認定証の発行を行います（発行まで時間がかかることがありますのでご了承願います）。

<窓口開館期間>

平成 19 年〇月〇日～平成 19 年〇月〇日（土日祝日を除く）の

午前〇：〇〇～〇：〇〇

午後〇：〇〇～〇：〇〇

(3) インターネットによる申請

アドレス：・・・・・・・・

上記アドレスにアクセスして必要事項を入力してください。

申請書の内容審査後、郵送にて立入認定証を通知します。

●手数料の納入

- ① 申請時に郵便小為替で手数料を同封していただく
 - ② 申請後、1週間以内に、下記口座に立入認定に必要な手数料を振込
 - ③ ○○○（指定認定機関）窓口で直接納入
- 申請書到着及び入金確認後、申請が受理されます。

<振込先>

○○銀行○○支店 普通預金 口座番号○○○○

○○事務所

※手数料は、入金後は、返金できませんので、ご了承ください。申請者の都合で立入りを中止した場合等も同様です。ただし、受付時に人数の上限を超えた場合のみ、手数料を返金します。

6 審査結果の通知

立入の可否について、郵送にて立入希望日の○日前までにお知らせします（窓口の場合は可能な限り窓口で当日お知らせ）。立入が可能な場合は、立入認定証が交付されます。人数の上限を超えた等の理由で立入ができない場合には、その旨連絡します。

7 事前講習の受講

利用調整地区への立入りの前には、注意事項などを周知する事前講習の受講が義務づけられています。立入認定証を持参の上、指定された場所（大台ヶ原VCを想定）において立入り前に事前講習を受講してください。受講後には認定済個票（仮称）が交付されます。

8 利用調整地区への立入り時の義務

立入り時には、立入認定証を携帯するとともに、個票（仮称）を衣服やザック等の目につく場所に着用してください。

9 注意事項

- ・ 同一人あるいは同一グループによる複数のお申込みはお断りする場合があります。
- ・ 一度の申請で申請ができる人数は、同じ立入希望日の場合で〇人までとし、全員の氏名・住所・連絡先と押印が必要です。
- ・ 立入認定証は、1人1人に対して交付されます。複数の人数で申請した場合は、申請時の代表者に郵送します。

様式

利用調整地区内への立入認定申請書

自然公園法第 16 条第 2 項の規定により _____ 国立公園の _____ 利用調整地区内への立入りの認定を受けたく、次のとおり申請します。

平成 19 年〇月〇日

申請者の住所：

申請者の氏名：

印

電話番号：

環境大臣 殿
(指定認定機関の長 殿)

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）。

立ち入りの目的	
立ち入る者の人数	名
ふりがな	
氏名	
立ち入り期間	平成 年 月 日 時から 時まで
立ち入る経路又は範囲	
立ち入る方法	
事前講習受講希望日	平成 年 月 日 第 回目 (時開始)
添付書類	<input type="checkbox"/> 自然公園法施行規則第 13 条の 4 第 3 号から第 5 号までの基準の遵守を約する書面 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

(様式〇 別紙)

利用調整地区立ち入り予定者一覧

氏名	住所	電話番号	押印	備考

(注意)

- 1 氏名にはふりがなを記載すること。
- 2 本人の印を押印すること。

(素案)

指定認定機関番号
平成 年 月 日

(申請者名) 殿

指定認定機関の長 公印

立入認定証

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 17 条第 6 項の規定に基づき、以下のとおり利用調整地区への立入りを認定します。

なお、立入り前に事前講習を受講すること義務づけられておりますので、必ず受講するようにしてください。

記

利用調整地区名 西大台利用調整地区

立入が認められる日 平成〇年〇月〇日

立入認定番号

事前レクチャー受講日時 平成〇年〇月〇日 〇時～〇時

(※立入認定証の交付時に、注意事項等について周知するものとする)

認定済個票(仮称)のイメージ

<記載事項>

立入認定証の中で、必要な項目を個票に記載する。

- 利用調整地区名
- 立入が認められる日
- 立入認定番号
- 氏名

西大台利用調整地区立入認定済

立入可能な日
平成19年5月5日

立入認定番号050501

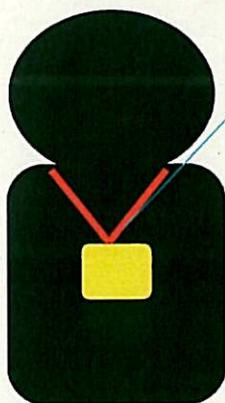
氏名：**大台 太郎**

環境省
の印

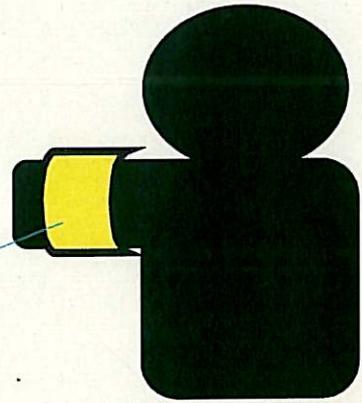
・身につけて歩行の支障にならないこと。

・目につきやすい色、文字の大きさとする。特に立入可能な日が目につくようにする。

・紐で首にかける方式や腕章方式を想定



首からぶら
下げ



腕章方式